

京丹後市国民保護計画（案）

平成18年10月

京 丹 後 市

目 次

第1編 総 論

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | 市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 1 |
| 1 | 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ | 1 |
| 2 | 市国民保護計画の構成 | 2 |
| 3 | 市国民保護計画の見直し、変更手続 | 2 |
| 4 | 京丹後市地域防災計画との関係 | 2 |
| 第2章 | 国民保護措置に関する基本方針 | 3 |
| 第3章 | 関係機関の事務又は業務の大綱等 | 5 |
| 1 | 関係機関の事務又は業務の大綱 | 5 |
| 2 | 関係機関の連絡先 | 8 |
| 第4章 | 市の地理的、社会的特徴 | 9 |
| 1 | 位置 | 9 |
| 2 | 地形、地質 | 9 |
| 3 | 気候 | 9 |
| 4 | 人口分布 | 11 |
| 5 | 交通 | 12 |
| 6 | 港湾 | 13 |
| 第5章 | 市国民保護計画が対象とする事態 | 14 |
| 1 | 武力攻撃事態等 | 14 |
| 2 | 緊急対処事態 | 15 |
| 3 | 市において留意する事項 | 16 |

第2編 平素からの備えや予防

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 組織・体制の整備等 | 17 |
| 第1 | 市における組織・体制の整備 | 17 |
| 1 | 市の各部課室における平素の業務 | 17 |
| 2 | 市職員の収集基準等 | 18 |
| 3 | 消防機関の体制 | 19 |
| 4 | 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 20 |
| 第2 | 関係機関との連携体制の整備 | 20 |
| 1 | 基本的考え方 | 21 |
| 2 | 府との連携 | 21 |
| 3 | 近隣市町との連携 | 22 |
| 4 | 指定公共機関等との連携 | 22 |
| 第3 | 自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携 | 23 |

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 1 | 自主防災組織との連携及び育成強化 | 23 |
| 2 | ボランティア団体との連携及び活動環境の整備 | 23 |
| 3 | 民間団体との連携 | 23 |
| 第4 | 通信の確保 | 23 |
| 第5 | 情報収集・提供等の体制整備 | 24 |
| 1 | 基本的考え方 | 24 |
| 2 | 警報等の伝達に必要な準備 | 25 |
| 3 | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 28 |
| 4 | 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 28 |
| 第6 | 研修及び訓練 | 28 |
| 1 | 研修 | 28 |
| 2 | 訓練 | 29 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 30 |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 30 |
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 31 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 31 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 32 |
| 5 | 避難施設の指定 | 32 |
| 6 | 生活関連等施設の把握等 | 32 |
| 第3章 | 災害時要援護者等への支援体制の整備 | 35 |
| 1 | 災害時要援護者等救援対策に関する基本的考え方、基本指針 | 35 |
| 2 | 災害時要援護者対策 | 35 |
| 3 | 外国人対策 | 36 |
| 4 | 観光旅行者等の保護 | 36 |
| 第4章 | 物資及び資材の備蓄、整備 | 38 |
| 1 | 市における備蓄 | 38 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 38 |
| 第5章 | 国民保護に関する啓発 | 39 |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 39 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 39 |

第3編 武力攻撃事態等への対処

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1章 | 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 40 |
| 1 | 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 | 40 |
| 2 | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 | 42 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等 | 43 |
| 1 | 市対策本部の設置 | 43 |
| 2 | 通信の確保 | 47 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | 56 |

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 1 | 国・府の対策本部との連携 | 56 |
| 2 | 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 56 |
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 56 |
| 4 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 57 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 57 |
| 6 | 市の行う応援等 | 57 |
| 7 | ボランティア団体等に対する支援等 | 58 |
| 8 | 住民への協力要請 | 58 |
| | 第4章 警報及び避難の指示等 | 60 |
| 第1 | 警報の伝達等 | 60 |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 60 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 60 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 61 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | 61 |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 61 |
| 2 | 避難の指示に際しての調整 | 62 |
| 3 | 要避難地域の拡大設定 | 62 |
| 4 | 避難実施要領の策定 | 62 |
| 5 | 避難住民の誘導 | 65 |
| 6 | 武力攻撃事態等における避難の類型と対応 | 70 |
| | 第5章 救援 | 72 |
| 1 | 救援の実施 | 72 |
| 2 | 関係機関との連携 | 72 |
| 3 | 救援の内容 | 73 |
| 4 | 災害時要援護者に対する配慮 | 75 |
| 5 | 健康への配慮 | 76 |
| | 第6章 安否情報の収集・提供 | 77 |
| 1 | 安否情報の収集 | 77 |
| 2 | 府に対する報告 | 78 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 78 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 79 |
| 5 | 安否情報伝達手段の活用 | 79 |
| | 第7章 武力攻撃災害への対処 | 80 |
| 第1 | 武力攻撃災害への対処 | 80 |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 80 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 80 |
| 第2 | 応急措置等 | 80 |
| 1 | 事前措置 | 80 |
| 2 | 退避の指示 | 81 |
| 3 | 警戒区域の設定 | 82 |

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 4 | 応急公用負担等 | 83 |
| 5 | 消防に関する措置等 | 83 |
| 第3 | 生活関連等施設における災害への対処等 | 85 |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 85 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 85 |
| 第4 | 武力攻撃原子力災害への対処等 | 86 |
| 第5 | N B C 攻撃による災害への対処等 | 87 |
| 1 | 応急措置の実施 | 87 |
| 2 | 國の方針に基づく措置の実施 | 87 |
| 3 | 関係機関との連携 | 88 |
| 4 | 汚染原因に応じた対応 | 88 |
| 5 | 市長又は消防長の権限 | 88 |
| 6 | 要員の安全の確保 | 89 |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告 | 90 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | 91 |
| 1 | 保健衛生の確保 | 91 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 91 |
| 第10章 | 文化財の保護 | 93 |
| 1 | 文化財の保護 | 93 |
| 2 | 文化財保護の特例 | 93 |
| 3 | 文化財の応急対策 | 94 |
| 4 | 文化財の復旧 | 94 |
| 第11章 | 国民生活の安定に関する措置 | 95 |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 95 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 95 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 95 |
| 第12章 | 特殊標章等の交付及び管理 | 96 |

第4編 復旧等

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 第1章 | 応急の復旧 | 98 |
| 1 | 基本的考え方 | 98 |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 98 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | 99 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 100 |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 100 |
| 2 | 損失補償及び損害補償 | 100 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 100 |
| 4 | 受援等に関する費用の負担 | 100 |

第5編 緊急対処事態への対処

| | | | |
|---|---------------------|-------|-----|
| 1 | 緊急対処事態 | | 102 |
| 2 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | | 102 |

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

世界の恒久平和の実現は京丹後市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、市における国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）の位置づけ、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。この場合、基本指針等も踏まえ、府国民保護計画に基づき作成するものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【国民保護法第35条第2項各号に掲げる市国民保護計画に定める事項】

- 1 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 6 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、近隣市町のほか広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 京丹後市地域防災計画との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「京丹後市地域防災計画」に準じて対応する。

- 資料編・京丹後市国民保護協議会条例
・京丹後市国民保護協議会委員名簿

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。特に、海岸線を広く有する本市の特性を考慮して、効果的な住民の避難を図るため、近隣市町との連携体制の構築に努める。

(5) 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(10) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

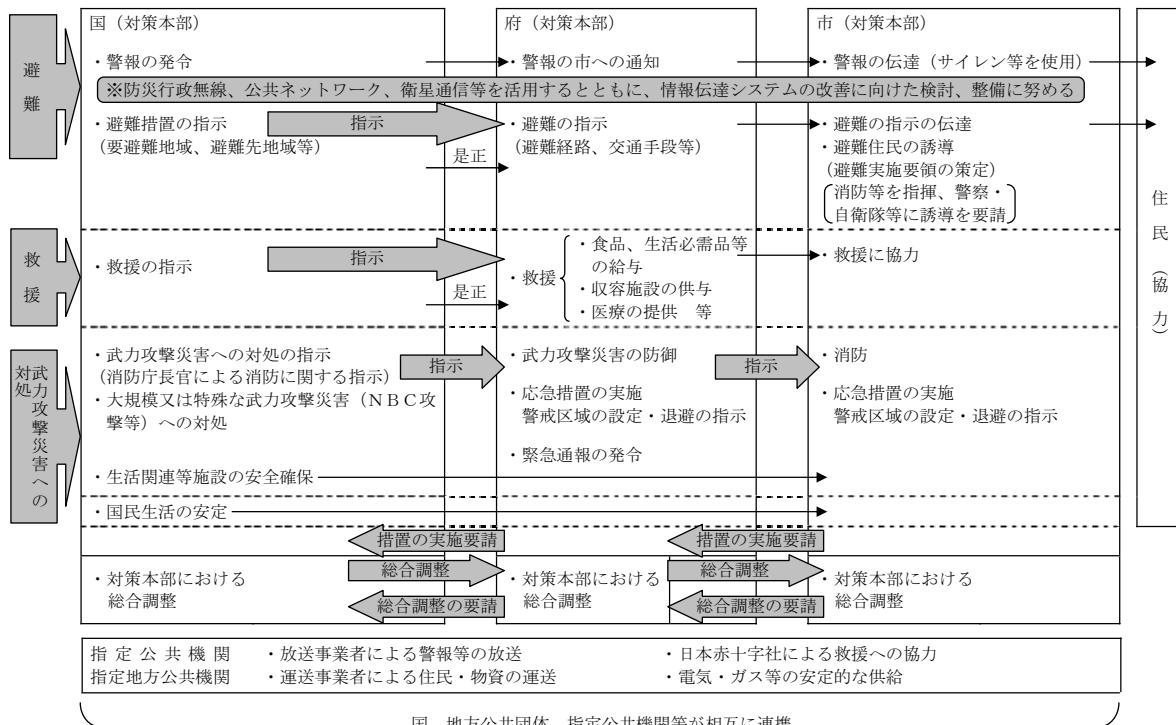
市は、海岸部の海水浴客、山間部のスキー客等、年間200万人を超える観光旅行者が訪れるところから、これらの者についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、府、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 京丹後市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【府】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 京都府 | <p>1 国民保護計画の作成</p> <p>2 国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p> |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------------------------|---|
| 近畿管区警察局 | <p>1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p> |
| 大阪防衛施設局 | <p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p> |
| 近畿総合通信局 | <p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成</p> |
| 近畿財務局（京都財務事務所） | <p>1 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の指示</p> <p>3 普通財産の無償貸付</p> <p>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</p> |
| 近畿厚生局 | 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 京都労働局（丹後労働基準監督署） | 1 被災者の雇用対策 |
| 近畿農政局 (消費・安全部地域第2課(峰山庁舎)) | <p>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所峰山森林事務所) | 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 近畿経済産業局 | 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 中部近畿産業保安監督部（近畿支部） | 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策 |
| 近畿地方整備局（福知山河川国道事務所） | 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 近畿運輸局 | 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 |
| 大阪管区気象台（京都地方気象台） | 1 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部） | 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 日本放送協会（京都放送局） 朝日放送(株) (株)毎日放送 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株) 大阪放送(株) (株)京都放送 (株)エフエム京都 | 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| [バス事業者] 丹後海陸交通(株) | 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 |
| [鉄道事業者] 北近畿タンゴ鉄道(株) | |
| [トラック事業者] 佐川急便(株)（関西支社） 西濃運輸(株)（京都支店） 日本通運(株)（京都支店） | |

| | |
|---|---|
| 福山通運(株)（京都支店） ヤマト運輸(株)（京都主管支店） (社)京都府トラック協会 | |
| 西日本電信電話(株)（みやこ支店） | 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| 関西電力(株)（京都支店） | 1 電気の安定的な供給 |
| (社)京都府エルピーガス協会 | 1 ガスの安定的な供給 |
| 日本郵政公社 久美浜郵便局 野中郵便局 弥栄郵便局 大宮郵便局 丹後郵便局 峰山郵便局 網野郵便局 丹後木津郵便局 | 1 郵便の確保 |
| (社)京都府医師会 | 1 医療の確保 |
| 日本赤十字社（京都府支部） | 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 |

2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

| |
|---------------|
| 資料編・関係機関連絡先一覧 |
|---------------|

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置

本市は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の6町が平成16年4月1日に合併して誕生した市である。

京都府の最北端に位置し、西は兵庫県に接している。府庁所在地京都市（京都府府付近）へ直線距離で約90km、最も近い府内の市である宮津市へ約15km、海上自衛隊基地もある舞鶴市へは約40kmの圏内にある。

〈隣接市町〉

| | |
|---|--|
| 東 | 宮津市、与謝郡伊根町 |
| 西 | 兵庫県豊岡市 |
| 南 | 与謝郡与謝野町（旧岩滝町、野田川町）、兵庫県豊岡市（旧出石郡但東町、出石町） |
| 北 | — |

〈市の面積、ひろがり及び標高〉

| 面積 | ひろがり | | 標高 | |
|-----------------------|-------|-------|--------|----|
| | 東西 | 南北 | 最高 | 最低 |
| 501.84km ² | 約35km | 約30km | 696.7m | 0m |

〈地域別面積〉

| | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 面積 | 67.45km ² | 68.93km ² | 75.07km ² | 64.96km ² | 80.38km ² | 145.05km ² |

2 地形、地質

本市の地形は全体として丹後山地の地形区に属し、中央部以東は丹後半島の地形となっている。標高は南端部の山地付近及び丹後半島中央部に標高500m～600m前後の山地が連なり、これを取り巻いて標高200m～300m前後の低山地や丘陵地が分布し、全体として北部に向かって順次高度が低下し、北部の海岸で0mとなる。本市で最も標高の高い山は、高竜寺ヶ岳（旧久美浜町）で696.7mとなっている。これに次いで、太鼓山（旧弥栄町）が683.1m、磯砂山（旧峰山町）が661mなどの順となっている。

本市中央部には竹野川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。本市の地形は全体として山地・丘陵地が卓越し平野が少ない。わずかに竹野川沿いや西部の川上谷川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、久美浜には内湾性の久美浜湾があるほか、海岸部には砂州や浜などの海岸地形が一部にみられる。その他の海岸線は全般に急峻な山地が海に迫り、曲折した海岸線を形成して、岩浜などとなっている。

3 気候

市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし」を生む。積雪は、山間部では1mに及ぶところもある。

アメダス（観測地：間人）によれば、1979～2000の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は15°Cで、夏期の8月では26°C、冬期の1月で5°Cと寒暖の差が大きい。

〈丹後地域の気象（年平均：月・年）〉

| | 平均気温 | 最高気温 | 最低気温 | 平均風速 | 日照時間 | 降水量 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 単位 | °C | °C | °C | m/s | 時間 | mm |
| 統計期間 | 1979～2000 | 1979～2000 | 1979～2000 | 1979～2000 | 1987～2000 | 1979～2000 |
| 資料年数 | 22年 | 22年 | 22年 | 22年 | 14年 | 22年 |
| 1月 | 5 | 7.2 | 2.8 | 3.9 | 52 | 212.8 |
| 2月 | 4.8 | 7.1 | 2.5 | 3.9 | 70.3 | 137.1 |
| 3月 | 7.6 | 10.4 | 5 | 3.4 | 122 | 117.6 |
| 4月 | 12.8 | 16.4 | 9.5 | 2.6 | 165.9 | 101.8 |
| 5月 | 17.1 | 20.7 | 13.8 | 2.1 | 168.1 | 140.9 |
| 6月 | 20.7 | 23.8 | 18.1 | 1.9 | 108.3 | 156 |
| 7月 | 24.6 | 27.5 | 22.3 | 1.7 | 135.7 | 163.7 |
| 8月 | 26.3 | 29.5 | 23.9 | 1.9 | 196.3 | 106.2 |
| 9月 | 22.6 | 25.2 | 20.4 | 2.5 | 131.1 | 194 |
| 10月 | 17.5 | 20 | 15.1 | 2.9 | 138.3 | 132.3 |
| 11月 | 12.7 | 15.1 | 10.2 | 3.2 | 96.5 | 154.3 |
| 12月 | 7.8 | 10.2 | 5.4 | 3.6 | 74 | 213.3 |
| 全年 | 15 | 17.8 | 12.5 | 2.8 | 1456.3 | 1849.9 |

資料) アメダス

間人（京都府）緯度：北緯35度44.2分／経度：東経135度05.2分

〈気象の極値〉

| 項目 | 極値（第1位） | 年 月 日 | 統計期間 |
|-------------|---------|-------------|-----------------|
| 最高気温 | 37.9°C | 1994年8月14日 | 1979/01～2005/01 |
| 最低気温 | -5.9°C | 1981年2月26日 | 1979/01～2005/01 |
| 最大風速 | 26m北東 | 2004年10月20日 | 1979/01～2005/01 |
| 日降水量 | 169mm | 1990年9月18日 | 1979/01～2005/01 |
| 最大1時間降水量 | 51mm | 1995年9月3日 | 1979/01～2005/01 |
| 月間降水量の多い方 | 441mm | 2001年1月 | 1979/01～2004/12 |
| 月間降水量の少ない方 | 5mm | 2000年8月 | 1979/01～2004/12 |
| 月間日照時間の多い方 | 284.9時間 | 1994年8月 | 1987/12～2004/12 |
| 月間日照時間の少ない方 | 30時間 | 1990年1月 | 1987/12～2004/12 |

資料) アメダス

間人（京都府）緯度：北緯35度44.2分／経度：東経135度05.2分

(年次別気候及び平成16年月別気候)

2004年の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

降水量は年間2000mmに達し、平均気温は16°C、平均風速2.8m/s、最多風向は北東などとなっている。

〈2004年の月別及び全年の気象〉

| | 降水量 mm | 最大 日 降水量 mm | 起日 (月/日) | 最大 1時間 降水量 mm | 起日 (月/日) | 平均 気温 °C | 最高 気温 °C | 起日 (月/日) | 最低 気温 °C | 起日 (月/日) | 平均 風速 m/s | 最大 風速 m/s | 風向 | 起日 (月/日) | 日照 時間 |
|-----|-----------|----------------------|-------------|------------------------|-------------|----------------|----------------|-------------|----------------|-------------|-----------------|-----------------|-----|-------------|----------|
| 単位 | mm | mm | | mm | | °C | °C | | °C | | m/s | m/s | | | 時間 |
| 1月 | 236 | 36 | 25日 | 8 | 26日 | 4.6 | 13 | 2日 | -4.3 | 22日 | 3.8 | 13 | 西南西 | 22日 | 62.7 |
| 2月 | 171 | 29 | 22日 | 19 | 22日 | 6.7 | 21.2 | 22日 | -1.1 | 7日 | 3.6 | 13 | 西南西 | 22日 | 125.4 |
| 3月 | 118 | 30 | 22日 | 8 | 4日 | 8.9 | 22.6 | 29日 | -0.7 | 7日 | 3.2 | 15 | 北西 | 7日 | 163 |
| 4月 | 66 | 18 | 19日 | 7 | 19日 | 14.1 | 29.1 | 18日 | 5.6 | 4日 | 2.7 | 13 | 西 | 2日 | 217.5 |
| 5月 | 245 | 46 | 31日 | 15 | 16日 | 18.8 | 30.1 | 12日 | 11.3 | 2日 | 1.8 | 8 | 西 | 4日 | 155 |
| 6月 | 166 | 52 | 11日 | 10 | 11日 | 22 | 31.8 | 20日 | 14.8 | 2日 | 1.8 | 11 | 西 | 21日 | 191.6 |
| 7月 | 62 | 30 | 11日 | 22 | 11日 | 26.8 | 35.1 | 8日 | 19 | 2日 | 1.7 | 8 | 西南西 | 17日 | 242.2 |
| 8月 | 138 | 28 | 5日 | 20 | 15日 | 26.7 | 34.9 | 3日 | 20.8 | 15日 | 1.9 | 12 | 西 | 19日 | 208 |
| 9月 | 237 | 99 | 29日 | 25 | 29日 | 24.1 | 32.8 | 13日 | 18.4 | 22日 | 2.4 | 18 | 北北西 | 29日 | 140 |
| 10月 | 212 | 34 | 11日 | 27 | 6日 | 18 | 29.1 | 1日 | 11.2 | 28日 | 3.8 | 26 | 北東 | 20日 | 116 |
| 11月 | 127 | 21 | 1日 | 11 | 1日 | 14.8 | 23.4 | 11日 | 7.8 | 30日 | 2.8 | 14 | 西 | 26日 | 123 |
| 12月 | 316 | 40 | 31日 | 15 | 19日 | 9.8 | 19.5 | 4日 | 1 | 30日 | 3.8 | 13 | 北西 | 31日 | 79.2 |
| 全年 | 2094 | 99 | 9月29日 | 27 | 10月6日 | 16.3 | 35.1 | 7月8日 | -4.3 | 1月22日 | 2.8 | 26 | 北東 | 10月20日 | 1823.6 |

資料) アメダス、間人（京都府）

4 人口分布

(1) 人口と世帯

京丹後市の総人口は、平成17年国勢調査において62,724人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から平成17年の25年間で約14%の減少となっている。一方、世帯数は20,965世帯で、ほぼ1.09倍（昭和55年国勢調査19,178世帯）となっている。

| 人口 | 世帯数 | 人口密度（人/km ² ） | 平均世帯人員 |
|---------|----------|--------------------------|--------|
| 62,724人 | 20,965世帯 | 125.0 | 3.0人 |

※ 国勢調査（平成17年）

(2) 年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成7年には高齢者人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回るに至っている。

地区別人口で見ると海岸部3地区が全体の過半数を占め、他の3地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く4地区を流れる竹野川流域に全体の4割の人口が居住する。

（単位：上段 人、下段 %）

| | 総数 | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 総数 | 65,578 (100) | 13,564 (100) | 10,805 (100) | 16,056 (100) | 7,164 (100) | 6,132 (100) | 11,857 (100) |

| | | | | | | | |
|--------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 14歳以下 | 10,646 (16.2) | 2,251 (16.6) | 1,909 (17.7) | 2,590 (16.1) | 1,089 (15.2) | 1,037 (16.9) | 1,770 (14.9) |
| 15～64歳 | 38,332 (58.5) | 8,109 (59.8) | 6,536 (60.5) | 9,730 (60.6) | 4,020 (56.1) | 3,428 (55.9) | 6,509 (54.9) |
| 65歳以上 | 16,600 (25.3) | 3,204 (23.6) | 2,360 (21.8) | 3,736 (23.3) | 2,055 (28.7) | 1,667 (27.2) | 3,578 (30.2) |

※ 国勢調査（平成12年）

(3) 観光入込客

夏は海岸地域は海水浴、山間部はキャンプ、冬はカニ漁等の海の幸、山間部のスキーが主な観光資源として、年間観光入込客は約193万人。大部分は日帰り客（平成12年実績72.1%）である。

（単位：上段 人、下段 %）

| | 総数 | 峰山町 | 大宮町 | 網野町 | 丹後町 | 弥栄町 | 久美浜町 |
|-----|--------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 総数 | 1,930,593 (100) | 161,555 (100) | 61,909 (100) | 469,300 (100) | 524,155 (100) | 237,714 (100) | 475,960 (100) |
| 1月 | 142,696 (7.4) | 7,692 (4.8) | 6,324 (10.2) | 50,150 (10.7) | 28,652 (5.5) | 19,835 (8.3) | 30,043 (6.3) |
| 2月 | 113,907 (5.9) | 2,154 (1.3) | 4,544 (7.3) | 43,770 (9.3) | 21,800 (4.2) | 17,326 (7.3) | 24,313 (5.1) |
| 3月 | 116,106 (6.0) | 4,421 (2.7) | 6,164 (10.0) | 40,100 (8.5) | 28,750 (5.5) | 15,319 (6.4) | 21,352 (4.5) |
| 4月 | 109,000 (5.7) | 17,378 (10.8) | 4,343 (7.0) | 15,900 (3.4) | 29,970 (5.7) | 17,842 (7.5) | 23,567 (5.0) |
| 5月 | 179,714 (9.3) | 10,682 (6.6) | 4,917 (8.0) | 24,000 (5.1) | 53,787 (10.3) | 31,195 (13.1) | 55,133 (11.6) |
| 6月 | 96,249 (5.0) | 11,312 (7.0) | 4,519 (7.3) | 17,600 (3.8) | 31,869 (6.1) | 9,899 (4.2) | 21,050 (4.4) |
| 7月 | 230,768 (12.0) | 16,820 (10.4) | 5,256 (8.5) | 53,100 (11.3) | 77,334 (14.8) | 20,174 (8.5) | 58,084 (12.2) |
| 8月 | 405,718 (21.0) | 39,286 (24.3) | 6,193 (10.0) | 88,150 (18.8) | 128,862 (24.6) | 38,349 (16.1) | 104,878 (22.0) |
| 9月 | 125,965 (6.5) | 10,932 (6.8) | 4,252 (6.9) | 25,300 (5.4) | 38,773 (7.4) | 20,432 (8.6) | 26,276 (5.5) |
| 10月 | 119,400 (6.2) | 13,809 (8.6) | 5,742 (9.3) | 23,900 (5.1) | 29,669 (5.7) | 19,728 (8.3) | 26,552 (5.6) |
| 11月 | 164,190 (8.5) | 26,111 (16.2) | 5,138 (8.3) | 42,900 (9.1) | 33,626 (6.4) | 15,989 (6.7) | 40,426 (8.5) |
| 12月 | 126,880 (6.6) | 958 (0.6) | 4,517 (7.3) | 44,430 (9.5) | 21,063 (4.0) | 11,626 (4.9) | 44,286 (9.3) |

※ 平成17年観光入込客数 商工観光水産部資料

5 交通

(1) 道路

京丹後市の道路網は、国道178号、312号、482号が6町を環状に結び、これを補完する形で、主要地方道及び府道が整備されている。

一方、全体としての道路改良率が50%に満たないなど、低い整備状況にある。

(2) 鉄道

京丹後市の鉄道網は、一部区間を除き国道（178号又は312号）とほぼ平行して、北近畿タンゴ鉄道が大宮町～峰山町～網野町～久美浜町を結んで整備されている。この路線は、JR線に接続し、京都・大阪方面へ直通特急が運行されるなど、京阪神方面への主要なアクセスとなっている。

(3) バス

市内の生活路線バス交通は、全但バス（株）の運行する1路線と丹後海陸交通（株）の運行する15路線に加え、弥栄町2路線、久美浜町6路線を市営バス路線として運行している。

市営バスについては、弥栄町の2路線をタクシー会社に、久美浜町6路線はバス運行管理委託業者にそれぞれ委託しているが、くるま社会の進展により、生活路線バス、市営バス路線とも利用者は年々減少傾向にある。

6 港湾

本市は、一部港湾地域等を除き、その海岸線は、山陰海岸国立公園及び若狭湾国定公園に指定されている。

琴引浜、小天橋を始めとする美しい砂浜や景勝地として名高い経ヶ岬などがあり、管理上は国土交通省海岸（府管理）と琴引浜（市管理）、港湾と漁港の4つに大別される。

湊宮や後ヶ浜などの海岸では、浜辺の保全を目的に侵食対策として人工リーフや養浜工を実施している。

市内唯一の港湾である久美浜湾、また府下最大の淡水湖である離湖は、市民や観光客の交流・憩いの場として施設整備を行ってきたが、老朽護岸の更新を含め、今後も一層の整備を府に働きかける必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

| | |
|----------|--|
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 |

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

| | 特 徴 | 留 意 点 |
|----------------|--|--|
| ①着上陸侵攻 | <ul style="list-style-type: none">○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 | 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 |
| ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <ul style="list-style-type: none">○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。○少人数のグループにより使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下「ダーティ・ボム」という。）が使用される場合がある。 | ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と府、府警察及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。 |
| ③弾道ミサイル | ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及 | 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。 |

| | | |
|-------|---|--|
| サイル攻撃 | <p>び対応が大きく異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ N B C 弹頭は大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。 ○ 通常弾頭の場合にはN B C 弹頭の場合と比較して被害は極限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 | |
| ④航空攻撃 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 弹道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 | <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p> |

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の事態例として、次の4事態が基本指針に示されている。

| 分類 | 事態例 | 被 呂 の 概 要 |
|--------------|--|---|
| 攻撃対象施設等による分類 | 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊 ○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊 | ① 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合は、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ② ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。 |
| | 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破 | 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。 |
| 攻撃手 | 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> ○ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の | ① 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。 ② 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大し |
| | | |

| | | |
|--------|----------------------------|---|
| 段による分類 | 混入 | ている可能性がある。 ③ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 |
| | 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 | ○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 |

3 市において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、市の区域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、市の地理的・社会的特性から、府と隣接する福井県の原子力発電所に対する攻撃や列車・観光地等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の収集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災を始め様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。

また、国民保護に関する措置の総括、各部課室間の調整、企画立案等のほか、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、総務部総務課が行うものとする。

〈国民保護に関する市の平時の主な事務〉

| | 業 務 | 根 拠 |
|-----------------------|---|--|
| 國 民 保 護 法 | <ul style="list-style-type: none">○自主防災組織、ボランティア団体への必要な支援○国民保護対策本部に関する条例の制定○市国民保護計画の作成○市国民保護協議会の設置・運営○市国民保護協議会に関する条例の制定○組織の整備等○国民の保護のための措置についての訓練の実施○自ら管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置○避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等○国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄等○備蓄物資等の供給に関する相互協力○避難施設の管理者としての協力等○特殊標章等の管理・交付等 | <ul style="list-style-type: none">第4条第31条第35条第39条第40条⑧第41条第42条①第102条第142条第145条第147条第149条第158条 |
| 基 本 指 針 | <ul style="list-style-type: none">○国民の権利利益の迅速な救済に向けた処理体制の確保○高齢者、障害者、外国人等への安全確保及び支援体制の整備○関係機関相互の連携体制の確保○市民への啓発○複数の避難実施要領のパターン作成及び伝達方法の定め○府による避難施設指定への協力○武力攻撃原子力災害への対処体制の整備○情報の収集及び提供体制の整備○通信の確保○運送の確保○交通の管理（道路管理者）○ライフライン施設の機能の確保 | <ul style="list-style-type: none">第1章－2第1章－3、7第1章－4第1章－5第4章－4第4章第1節－5第4章第3節－3(2)第4章第4節－1(1)第4章第4節－2(1)第4章第4節－3(1)第4章第4節－4(1)第4章第5節－2(1) |

2 市職員の参集基準等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行う。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努める。

【市地域防災計画に従った非常参集体制】――――――

1 勤務時間内

- (1) 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- (3) 待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等を中止する。
- (4) 自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を行う。

2 勤務時間外（自主参集）

- (1) 事態が発生し又は推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。
- (2) 事態の状況により勤務地への参集が不可能な場合は、住所地の支部設置庁舎に参集し、各支部の責任者の指示に基づき事態の対処に当たる。病気その他やむを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄施設責任者へ連絡する。
- (3) 緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服・ヘルメット・安全靴等安全を確保するための装備着用、食料1食分、水筒（ペットボトル入り可）及びラジオとする。
- (4) 特に認める者を除き自動車は利用しない。
- (5) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(1) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

| 体 制 | 参 集 基 準 |
|--------------|---|
| ①総務課体制 | 総務部総務課消防防災係職員が参集 |
| ②緊急事態連絡室体制 | 原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③市国民保護対策本部体制 | すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集 |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体 制 の 判 断 基 準 | | 体 制 |
|-------|---|--------------------------------|-----|
| 事態認定前 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | | ① |
| | 市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | | ② |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部設置の通知がない場合 | 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |

| | | |
|--|---|---|
| | 市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により 多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） | ② |
| | 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | ③ |

(2) 職員への連絡手段の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務部総務課消防防災係職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、ポケットベル等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(3) 代替職員の確保

市対策本部員、初動体制職員及び総務部総務課消防防災係職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長等代替職員については、市地域防災計画のとおりとする。

〈市地域防災計画に定める代替順位〉

| 区分 | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位以下 |
|----------|--------|--------|------------------------|-----|-----------------|
| 本部長 | 助役 | 収入役 | 教育長 | 消防長 | 総務部長 以下別に定める |
| 副本部長 | 総務部長 | 企画政策部長 | 議会事務局長 | | 以下別に定める |
| 副本部長（消防） | 消防次長 | 消防署長 | | | 以下別に定める |
| 副本部長（教育） | 教育次長 | 教育理事 | | | 以下別に定める |
| 各支部の支部長 | 市民福祉課長 | 地域事業課長 | | | 以下別に定める |
| 各部の部長 | 庶務担当課長 | | 以下、その他の課長の順で各部ごとに別に定める | | |
| 各班の班長 | | | | | 各課各班ごとに別に定める |

(4) 参集した職員の服務基準

前記(3)①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

| 体制 | 所掌事務 |
|-------------|---|
| 総務課体制 | 1 関係機関との連絡調整、情報収集に関する事。 2 総務部長への報告に関する事。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。 |
| 緊急事態連絡室体制 | 市国民保護対策本部体制に準じ、所掌事務第3編第2章別表2に準じる。 |
| 市国民保護対策本部体制 | 第3編第2章別表2のとおりとする。 |

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参考基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参考基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参考基準等を参考に、消防団員の参考基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

| | |
|--------------------------|---|
| 損失補償 (法第159条①) | 特定物資の収用に関すること。(法第81条②) |
| | 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条③) |
| | 土地等の使用に関すること。(法第82条) |
| | 応急公用負担に関すること。(法第113条①、⑤) |
| 損害補償 (法第160条) | 国民への協力要請によるもの (法第70条①、③、第80条①、第115条①、第123条①) |
| 不服申立てに関すること。(法第6条、第175条) | |
| 訴訟に関すること。(法第6条、第175条) | |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、京丹後市文書規程（平成16年訓令第6号）等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

資料編・関係機関連絡先一覧

2 府との連携

(1) 府の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、府と必要な連携を図る。なお、府は、広域振興局のブラックごとに危機管理関係機関連絡会議を設置し、府及び市町村間の危機管理に関する連携を強化している。したがって、市は、丹後広域振興局との連携を密に図る。

〈丹後広域振興局連絡先〉

| 担当部局 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス |
|------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------------------------|
| 企画総務部総務室 (峰山総合庁舎1階) | 京丹後市峰山町丹波855 | (0772) 62-4301 | (0772) 62-5894 | tanshin-ki-kikaku@pref.kyoto.lg.jp |

〈危機管理監付連絡先〉

| 所 在 地 | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス |
|------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町 京都府庁1号館1階 | (075) 414-5613 | (075) 414-5617 | kikikanri@pref.kyoto.lg.jp |

(2) 府との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、府との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の府への協議

市は、府との国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に關

する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。なお、丹後広域振興局管内市町で設置している国民保護計画策定に係る市町村連絡会議等を活用して、連絡を図るよう努める。

〈丹後広域振興局管内市町及び豊岡市連絡先〉

| 市町担当部局 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス |
|-----------|---------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 宮津市総務室 | 宮津市柳縄手345—1 | (0772) 22—2121 | (0772) 25—1691 | bousai@city.miyazu.kyoto.jp |
| 伊根町総務課 | 伊根町字日出651 | (0772) 32—0501 | (0772) 32—1009 | info@town.ine.kyoto.jp |
| 与謝野町総務課 | 与謝野町字岩滝1798—1 | (0772) 46—3004 | (0772) 46—2851 | info@town.yosano.kyoto.jp |
| 豊岡市総務部防災課 | 豊岡市中央町2—4 | (0796) 23—1111 | (0796) 24—2575 | info@city.toyooka.lg.jp |

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C 対応可能部隊数やN B C 対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

- 資料編
- ・京都府広域消防相互応援協定書
 - ・京都府広域消防相互応援協定実施細目
 - ・消防相互応援協定締結先一覧
 - ・日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

- 資料編・関係機関連絡先一覧

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。併せて、北丹医師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定」により、北丹医師会との平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知

見を有する機関との連携に努める。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料編 | ・医療機関一覧 |
| | ・他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧 |

第3 自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携等

1 自主防災組織との連携及び育成強化

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減を迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

なお、本市は、自主防災組織の育成を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、京丹後市自主防災組織補助金交付要綱（平成18年告示第32号）に基づき、補助金の交付を行っている。対象となる自主防災組織は、自治会を単位として組織された団体としている。

2 ボランティア団体との連携及び活動環境の整備

地震など大規模な自然災害が発生した場合において、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかにされている。これは、武力攻撃災害の発生した場合においても同様な役割が期待される。このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社京都府支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、「ボランティアセンターの円滑な運営」や「生活環境への配慮」（健康管理上の注意喚起、活動時間の管理、医療体制の確保、トイレや休憩場所の確保等）といった活動環境の整備に努める。

3 民間団体との連携

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、本市では、資料編に掲げるとおり「京都府エルピーガス協会京丹後支部」、「市内郵便局」、「京丹後市アマチュア無線災害ボランティア」、「北丹医師会」、「建設業者」、「電気業者」及び「近畿コカ・コーラボトリング株式会社」と災害時における協定を締結している。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 資料編 | ・他自治体、民間団体等との相互応援協定締結先一覧 |
|-----|--------------------------|

第4 通信の確保

- | |
|---|
| 市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。 |
|---|

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 災害時優先電話の活用

市では、NTT西日本により提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。

資料編・災害時優先電話一覧

第5 情報収集・提供等の体制整備

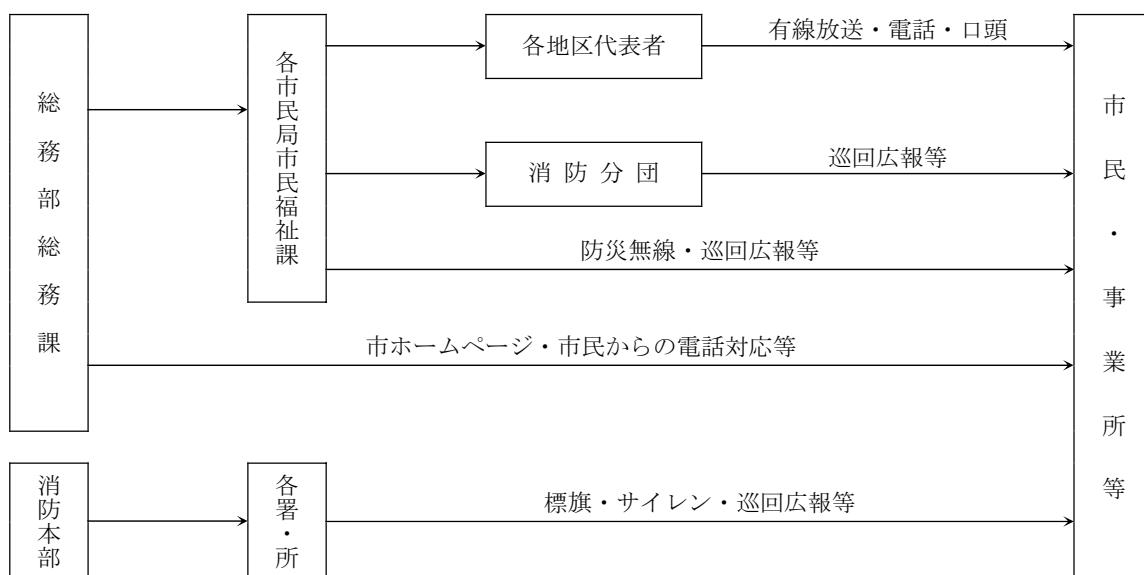
市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

市地域防災計画では、市民、事業所等に対し、次のような伝達方法がとられている。国民保護計画においても、これに準じて行うものとする。



(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|-----|---|
| 施設・ | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |

| | |
|-----|--|
| 設備面 | <ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、府対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。 ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| 運用面 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・NTT西日本により提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。 ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・國民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

(3) 情報の共有

市は、國民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体にこれら伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市では、防災行政無線（同報系）が整備されており、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。今後は、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じ

て直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を進めてきたが、平成19年度から導入する方針を決めた。

現在の防災無線は、政府の情報をファクスなどで受け取った自治体職員が警報を流している。

平成18年7月5日の北朝鮮ミサイルは、午前3時半に1発目が発射。内閣官房からの情報を消防庁が都道府県にファクス送信したのは午前6時半。自治体に到着を電話確認したのは午前7時半ごろだった。新システムでは、衛星を使って自動的に素早く情報を伝えることが可能になる。

消防庁が平成18年1～3月に全国31団体で行った実証実験では、消防庁の情報発信から無線放送までの所要時間は6～25秒程度だった。

導入に当たり「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討会」が平成18年3月に報告書を提出し、利用は災害や安全保障で一刻を争う次の13の事態に限定している。

- ① 大津波警報
- ② 津波警報
- ③ 緊急火山情報
- ④ 緊急地震速報（予測震度5弱以上）
- ⑤ 弹道ミサイル情報
- ⑥ 航空攻撃情報
- ⑦ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ⑧ 大規模テロ情報（緊急対処事態に該当するような事例を想定）
- ⑨ 津波注意報
- ⑩ 震度速報
- ⑪ 気象警報
- ⑫ 指定河川洪水予報
- ⑬ 土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、臨時火山情報等

今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置（旧市町村間の親機の統合運用等）、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。

この場合、市区町村においてJ-ALERTのために新規に必要となる機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討されることが必要である。

(3) 府警察、海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察、海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所そ

の他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

学校、病院その他関係機関の連絡先については、資料編に定めるとおりとする。

資料編・関係機関連絡先一覧

- ・学校等連絡先一覧
- ・医療機関一覧

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病的状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

| | |
|--------------|---------------------------|
| 資料編・安否情報関係様式 | 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） |
| | 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民） |
| | 様式第3号 安否情報報告書 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて府では安否情報に係るマニュアルを整備することとしているので、市においても今後検討することとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編・被災情報の報告様式

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、府消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

〈訓練の実施項目〉

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

〈訓練に当たっての留意事項〉

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、府と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、府警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

○ 住宅地図

（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）

○ 区域内の道路網のリスト

（避難経路として想定される国道、府道、市道等の道路のリスト）

○ 輸送力のリスト

（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト

（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）

○ 生活関連等施設等のリスト

（避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの）

○ 関係機関（国、府、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。）

○ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

○ 消防機関のリスト

（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）

（消防機関の装備資機材のリスト）

○ 災害時要援護者の避難支援プラン

資料編・関係機関連絡先一覧

・指定避難場所一覧

(2) 近隣市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な

連携を確保する。

なお、市域を越える避難を行う場合、避難先地域を管轄する市町村長は、正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れなければならない。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難の指示に基づき、避難の誘導の実施方法等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

資料編・避難実施要領のパターン作成に当たって

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

市は、府から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が府の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難

に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

〈救援の事務に必要な基礎的資料〉

- 医療機関の状況
- 医療班編成の状況
- 消防力の状況
- N B C 災害対応資機材の状況 等

資料編・医療機関一覧

- ・消防力の現況

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

資料編・市内運送事業者輸送力及び輸送施設一覧

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

市は、府と連携し、あらかじめ次の基準に留意した上で、資料編に掲げる施設を避難施設として指定している。

【避難施設の指定にあたっての基準】――

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

資料編・指定避難場所一覧

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管府担当部局〉

| 国民保護法 施 行 令 | 各号 | 施設の種類 | 対象施設の根拠法 | 所管府担当部局 |
|----------------|-----|-----------------------|--|-----------------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所、変電所 | 電気事業法 | 危機管理監 |
| | 2号 | ガス工作物 | ガス事業法 | 危機管理監 |
| | 3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 | 水道法 | 危機管理監 |
| | 4号 | 鉄道施設、軌道施設 | 鉄道事業法、軌道法 | 企画環境部 |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 電気通信事業法 | 危機管理監 |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 放送法 | 危機管理監 |
| | 7号 | 水域施設、係留施設 | 港湾法 | 土木建築部 |
| | 8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 空港整備法、航空法 | 企画環境部 |
| | 9号 | ダム | 河川管理施設等構造令 | 土木建築部 |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 消防法 | 総務部 |
| | 2号 | 毒劇物 | 毒物及び劇物取締法 | 保健福祉部 |
| | 3号 | 火薬類 | 火薬類取締法 | 総務部 |
| | 4号 | 高圧ガス | 高圧ガス保安法 | 総務部 |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 原子力基本法 | 危機管理監 保健福祉部 |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力基本法 | 危機管理監 |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 | 危機管理監、総務部、保健福祉部、農林水産部 |
| | 8号 | 毒劇薬 | 薬事法 | 保健福祉部 農林水産部 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 電気事業法 | 危機管理監 |
| | 10号 | 生物剤、毒素 | 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 | 危機管理監、総務部、保健福祉部 |
| | 11号 | 毒性物質 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 | 危機管理監 |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等

において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安部との連携を図る。

第3章 災害時要援護者等への支援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を近隣市町を始めとする関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

1 災害時要援護者等救援対策に関する基本的考え方、基本指針

- (1) 災害時要援護者の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。
- (2) 日本語を解しない外国人向けの救援対策が周知徹底されるよう、通訳・翻訳ボランティアを確保し、広報・広聴活動に万全を期する。また、食生活文化上の相違による二次的災害が発生しないように配慮するよう努める。
- (3) 市は、対策の実施にあたって、各部の行う復旧対策との連携、府・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員、市内社会福祉施設等福祉関係者に加え、他市町村・都道府県、災害時要援護者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等にも広く協力を求める。
- (4) 市民・事業所に対して、市・府等行政機関の行う、災害時要援護者等救援対策の優先的な実施について、迅速かつ適切な広報活動を展開し理解を求めるとともに、介助ボランティアその他の参加協力を要請する。

2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者の所在の把握等

市は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害者などの災害時要援護者に関する情報を、平素から収集するとともに、災害時要援護者マップを作成するなど所在の把握等に努めるものとする。情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱う。

(2) 災害時要援護者への情報伝達体制の整備

ア 府の支援等

府防災行政無線により、府からの的確かつ迅速な情報の伝達が行われる。市は、この府からの伝達により、災害時要援護者に対し警報、避難の指示などの情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認を行う。

イ 地域における協力体制の整備

市は、平素から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

(3) 避難支援体制の整備

市は、災害時要援護者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の災害時要援護者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努める。

(4) 病院等施設在所者の避難誘導体制の整備

市は、府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 避難施設対策等

ア 市は、府と連携し、介助員等の配置など災害時要援護者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。

イ 市は、府と連携し、災害時要援護者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受け入れ体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 災害時要援護者の安全確保

ア 市は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において災害時要援護者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮する。

イ 市は、住民等の協力も得て災害時要援護者を含めた訓練を実施する。

ウ 市は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、災害時要援護者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

エ 市は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

3 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

市は、市の国際化協会等と連携を強化するとともに、府、府国際センター、大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等を始め様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

市は、日本語の理解が不十分な外国人に対し警報、避難の指示などの情報について多言語化に努める。

(3) 避難施設の運営

市は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

ア 市は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

イ 市は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。

ウ 市は、府と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。

エ 市は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。

オ 市は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

4 観光旅行者等の保護

本市は、海岸部の海水浴客、山間部のスキー客等、年間200万人を超える観光旅行者が訪れる。武力攻撃事態等においては、警報や避難の指示などの多くの情報が、市から自治会等を通じて市民に伝達されることとなるが、観光旅行者等は、こうした伝達ルートから外れており、地理にも不案内である。こうしたことから、市は、観光旅行者等に対し、市民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前記3の外国人対策も踏まえ、情報の多言語化など、特に配慮を行うものとする。

(1) 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

ア 観光旅行関係団体との連携

市は、府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるよう、市観光協会等を通じた旅館、ホテル、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

イ 観光旅行者等への情報提供

市は、府と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるよう、情報提供窓口の設置やＩＴによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、府を通じ放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

(2) 帰宅困難な観光旅行者等対策

他の市町又は府外で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該地に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、市は、府と連携し、「相談窓口等の設置」「帰宅支援活動」の対策について、あらかじめ検討する。

また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置などの措置について、府と連携し、協議・検討する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 府との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び府と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、職員への啓発について、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

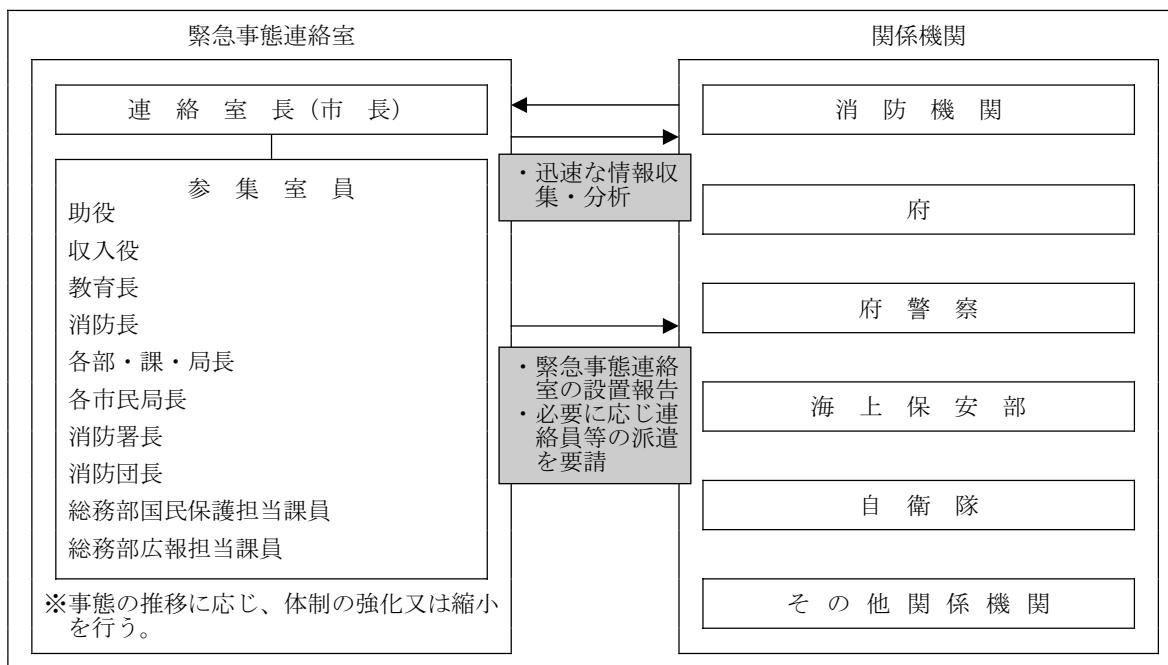
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

〈市緊急事態連絡室の構成等〉



※ 住民からの通報、府からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、府に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

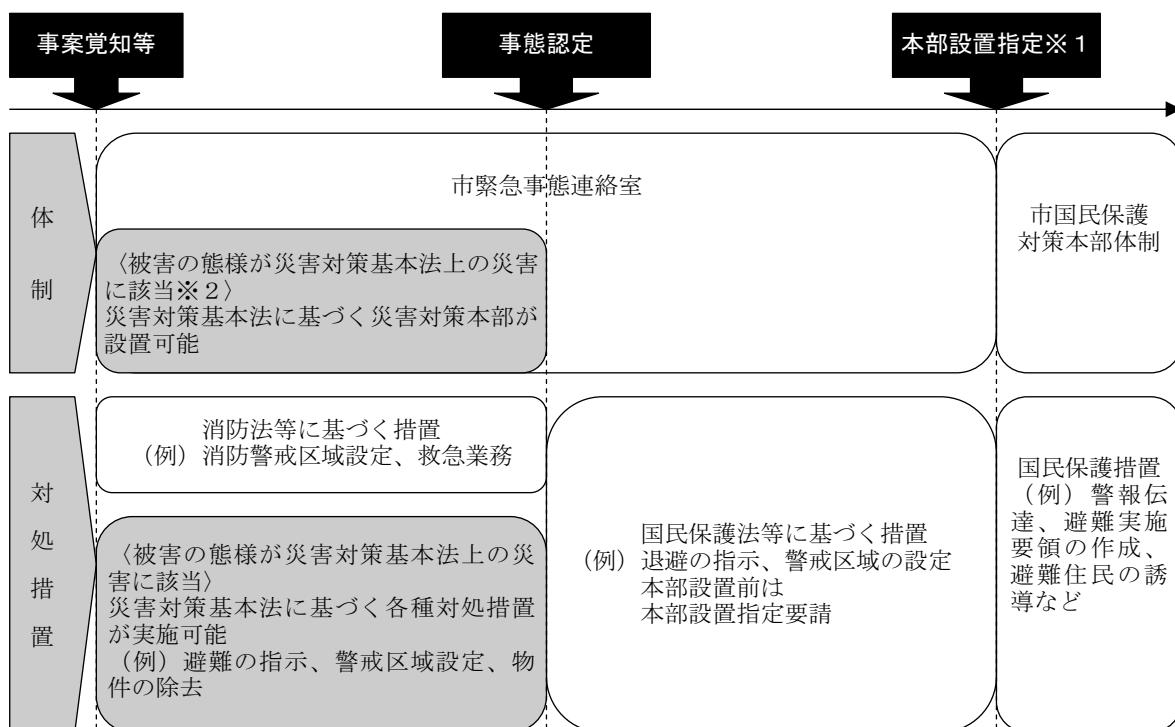
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、総務課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

—【消防庁における体制】—

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、府に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、府に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

【一斉参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、次に掲げる施設に市対策本部及び支部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

〈市対策本部及び支部設置予定施設〉

○本部

| 設 置 箇 所 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------------|--------------|--------------|
| 峰山庁舎（2階大会議室） | 京丹後市峰山町杉谷889 | 0772—69—0140 |

○支部

| 支 部 名 | 施 設 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-------|-------|----------------|--------------|
| 峰山支部 | 峰山庁舎 | 京丹後市峰山町杉谷889 | 0772—69—0711 |
| 大宮支部 | 大宮庁舎 | 京丹後市大宮町口大野226 | 0772—69—0712 |
| 網野支部 | 網野庁舎 | 京丹後市網野町網野385—1 | 0772—69—0713 |
| 丹後支部 | 丹後庁舎 | 京丹後市丹後町間人1780 | 0772—69—0714 |
| 弥栄支部 | 弥栄庁舎 | 京丹後市弥栄町溝谷3450 | 0772—69—0715 |
| 久美浜支部 | 久美浜庁舎 | 京丹後市久美浜町814 | 0772—69—0716 |

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及

び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所庁舎内等に設置できない場合に備え、市対策本部の代替施設を次のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

〈市対策本部及び支部設置代替予定施設〉

○本部

| | 設 置 箇 所 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----|--------------|---------------|---------|
| 第1位 | 丹後文化会館 | 京丹後市峰山町杉谷1030 | 62—5200 |
| 第2位 | 峰山総合福祉センター | 京丹後市峰山町杉谷691 | 69—0300 |
| 第3位 | 被災を免れた市内公共施設 | | |

○支部

| 支 部 名 | 施 設 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------|---------------------|-----------------|---------|
| 峰山支部 | 第1位 丹後文化会館 | 京丹後市峰山町杉谷1030 | 62—5200 |
| | 第2位 峰山総合福祉センター | 京丹後市峰山町杉谷691 | 69—0300 |
| | 第3位 被災を免れた市内公共施設 | | |
| 大宮支部 | 第1位 アグリセンター大宮 | 京丹後市大宮町口大野228—1 | 69—0662 |
| | 第2位 大宮社会体育館 | 京丹後市大宮町口大野208—1 | 64—5544 |
| | 第3位 被災を免れた市内公共施設 | | |
| 網野支部 | 第1位 アミティ丹後 | 京丹後市網野町網野367 | 72—5261 |
| | 第2位 ら・ぽーと網野健康福祉センター | 京丹後市網野町網野385—1 | 69—0713 |
| | 第3位 被災を免れた市内公共施設 | | |
| 丹後支部 | 第1位 丹後地域公民館 | 京丹後市丹後町間人2624 | 75—2111 |
| | 第2位 丹後保健センター | 京丹後市丹後町間人1813 | 75—1433 |
| | 第3位 被災を免れた市内公共施設 | | |
| 弥栄支部 | 第1位 弥栄地域公民館 | 京丹後市弥栄町溝谷3443—2 | 65—2101 |
| | 第2位 弥栄中学校 | 京丹後市弥栄町溝谷3301—1 | 65—2554 |
| | 第3位 被災を免れた市内公共施設 | | |
| 久美浜支部 | 第1位 久美浜保健センター | 京丹後市久美浜町柄谷2371 | 82—1680 |
| | 第2位 久美浜中学校 | 京丹後市久美浜町640 | 82—0079 |
| | 第3位 被災を免れた市内公共施設 | | |

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び業務分掌

市対策本部の組織構成及び各組織の業務分掌は別表1及び別表2のとおりとする。

資料編・京丹後市国民保護対策本部及び京丹後市緊急対処事態対策本部条例

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、秘書広報広聴課長をもって充てる。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 府と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

報道機関連絡先については、資料編のとおりとする。

資料編・関係機関連絡先一覧

(5) 市現地対策本部の設置

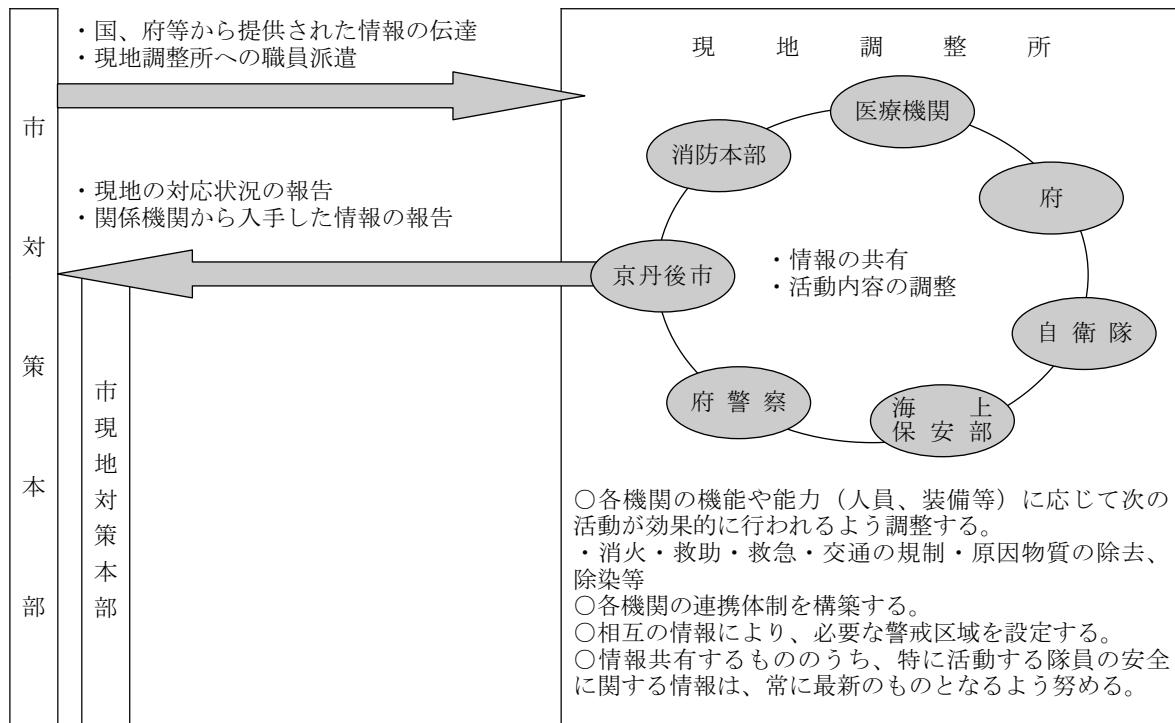
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所の組織編成〉



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、集団的な避難や保護者への受け渡しなど児童、生徒等の避難に關し適切な措置をとること等必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

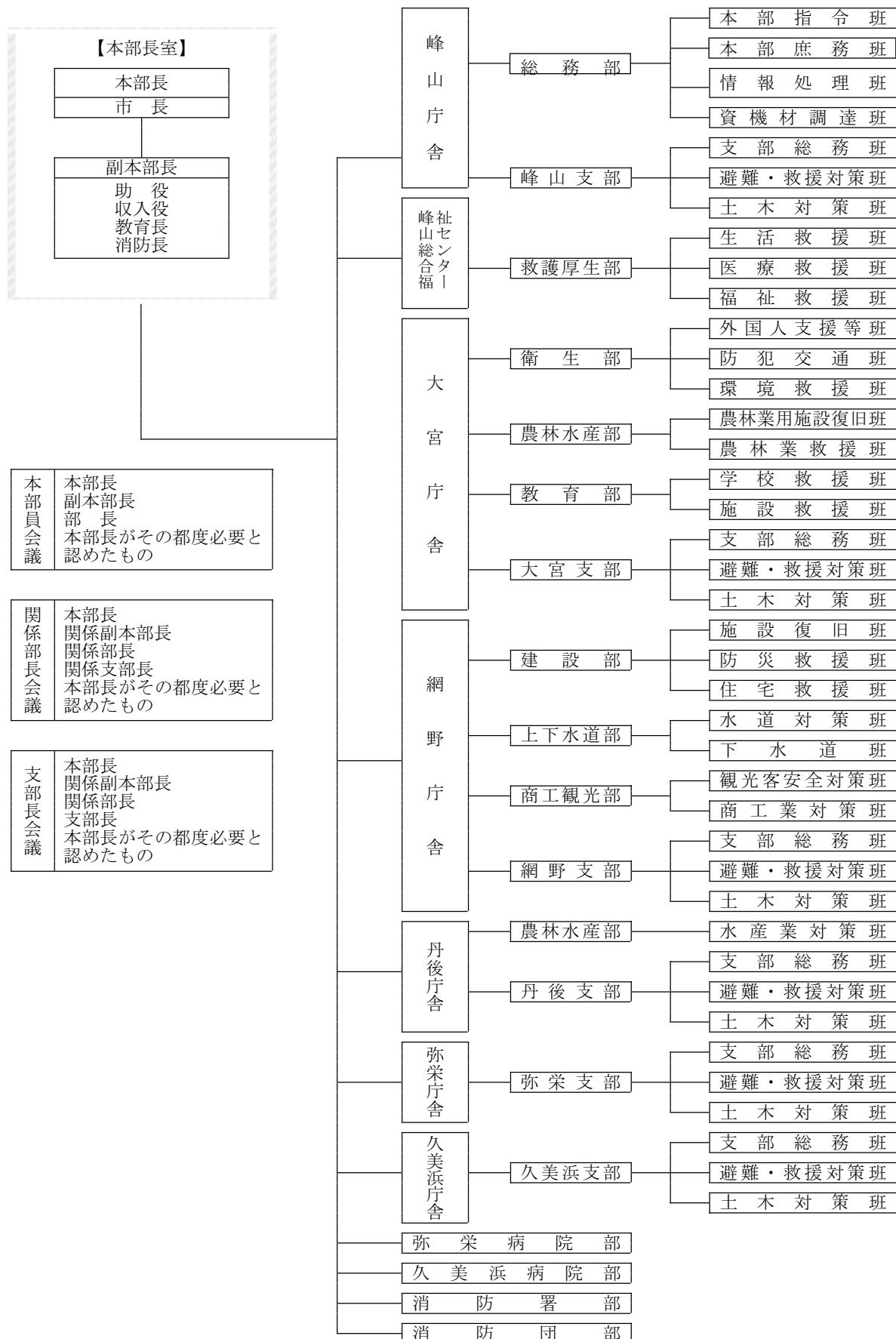
市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通

信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど
通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表1 市対策本部組織図



別表2 市対策本部事務分掌

| 部 | 部長 (副部長) | 班 | 班長 | 班員 構成課 | 事務分掌 |
|-----|-------------------------|-------|------|--|---|
| 総務部 | 総務部長 (議会事務局長・企画政策部長) | 本部指令班 | 総務課長 | 総務課 議会総務課 生活福祉課、市民課、農村振興課、商工振興課、管理課、水道課、教育総務課、消防本部総務課、消防団の各1名指名する職員・団員 | 1 初動対応のとりまとめに関すること。 2 本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 本部員会議、関係部長会議、支部長会議及び本部長室に関すること。 4 支部及び現地対策本部に関すること。 5 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 6 避難実施要領の作成に関すること。 7 住民に対する避難・退避の指示に関すること。 8 住民の避難誘導に関すること。 9 安否情報の収集に関すること。 10 被災情報のとりまとめに関すること。 11 消防本部との連絡調整に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること。 14 自衛隊派遣要請に係る関係機関との連絡調整に関すること。 15 隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること。 16 電気、ガス、電話施設等公共機関との連絡調整に関すること。 17 防災行政無線局の管理運用に関すること。 18 活動拠点の配置のとりまとめに関すること。 19 応急対策全般の調整に関すること。 20 市議会への報告及び市議会への提出書類のとりまとめに関すること。 21 災害証明書の発行のとりまとめに関すること。(本部閉鎖後は市民局所管) 22 復旧、復興対策のとりまとめに関すること。 23 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること。 |
| | | | | 人事課 監査委員事務局 | 1 職員の動員計画に関すること。 2 本部命令の伝達に関すること。 3 各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理その他の後方支援業務に関すること。 4 災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること。 |
| | | 本部庶務班 | 人事課長 | 秘書広報広聴課 企画推進課 | 1 被害情報及び防災情報の処理に関すること。 2 会議記録、府内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること。 |

| | | | | |
|-------|-------------------|-----------------------------------|--------------------|---|
| | | 情報政策課 税務課 行財政改革推進課 総合戦略課 | 情報処理班 秘書広報広聴課長 | 3 国民の権利利益救済に係る文書保存に関すること。 4 広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること。 5 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付に関すること。 6 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること。 7 本部長、副本部長の秘書、特命に関すること。 |
| | | 財政課 財産管理課 会計課 | 資機材調達班 財政課長 | 1 災害用電話の確保に関すること。 2 応急資機材等確保に関する調整、とりまとめに関すること。 3 車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめに関すること。 4 国民保護措置に要した経費の支払い、精算に関すること。 |
| 救護厚生部 | 保健福祉部長（医療改革推進政策監） | 生活福祉課 健康推進課 | 生活救援班 生活福祉課長 | 1 避難所の開設、運営のとりまとめに関すること。 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること。 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること。 4 総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること。 |
| | | 医療改革推進政策監 医療改革推進政策監 | 医療救援班 医療改革推進政策監 | 1 医療、助産救護対策のとりまとめに関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること。 4 赤十字標章等の申請に関すること。 ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事。 |
| | | 高齢者福祉課 障害者福祉課 子育て支援課 | 福祉救援班 高齢者福祉課長 | 1 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時要援護者等の救援に関する統括に関すること。 2 ボランティアの受入れのとりまとめに関すること。 3 園児の避難、救護対策のとりまとめに関すること。 4 保育所施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること。 5 保育所における応急保育の実施のとりまとめに関すること。 6 保育所施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること。 |
| | 外国人支援等班 | 医療保険課 市民課 | 医療保険課長 | 1 外国人の救援救護対策のとりまとめに関すること。 2 物価の安定等市民生活擁護対策のとりまとめに関すること。 |

| | | | | |
|-----------------------|------------|-----------|------------------------------|--|
| 衛 生 部 | 生活環境部長 | 防犯交通班 | 市民課 医療保険課 市民課長 | 1 被災地内の交通規制対策のとりまとめに關すること。 2 被災地内の防犯対策のとりまとめに關すること。 3 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに關すること。 4 被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに關すること。 |
| | | 環境救援班 | 環境推進課 環境推進課長 | 1 防疫、衛生対策のとりまとめに關すること。 2 遺体の搜索、収容、埋葬のとりまとめに關すること。 3 ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに關すること。 4 災害時における環境保全対策のとりまとめに關すること。 5 ペットの保護対策のとりまとめに關すること。 |
| 農 林 水 産 部 | 農林水産部長 | 農林業用施設復旧班 | 農村整備課 農村調整課 農村整備課長 | 1 農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに關すること。 |
| | | 農林業救援班 | 農村振興課 農業委員会 農村振興課長 | 1 農林作物、農林業生産施設の被害調査、応急対策のとりまとめに關すること。 2 農林業関係の復興支援対策のとりまとめに關すること。 3 農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農林業生産資材などの確保、調達、配付協力の取りまとめに關すること。 |
| | | 水産業対策班 | 海業水産課 海業水産課長 | 1 漁港に係る災害対策のとりまとめに關すること。 2 漁港施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに關すること。 3 水産及び漁業関係の被害調査、応急対策の取りまとめに關すること。 4 漁港の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに關すること。 |
| 教 育 部 | 教育委員会事務局次長 | 学校救援班 | 学校教育課 教育総務課 学校教育課長 | 1 児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに關すること。 2 園・学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに關すること。 3 園・学校における応急教育の実施のとりまとめに關すること。 4 園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに關すること。 |
| | | | 社会教育課 文化財保護課 | 1 社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに關すること。 2 社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開 |

| | | | | | |
|-------|--------|----------|-------------|------------------------------|--|
| | | 施設救援班 | 社会教育課長 | | 設・運営協力のとりまとめに關すること。 3 社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに關すること。 4 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに關すること。 |
| 建設部 | 建設部長 | 施設復旧班 | 土木課長 | 土木課 管理課 | 1 道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに 関すること。 2 河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧 対策のとりまとめに關すること。 3 災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに關 すること。 |
| | | 防災救援班 | 管理課長 | 管理課 土木課 | 1 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとり まとめに關すること。 2 冠水、浸水、高潮、土砂崩れ等による人的危険回避対 策のとりまとめに關すること。 3 他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に關 すること。 |
| | | 住宅救援班 | 都市計画・建築住宅課長 | 都市計画・建 築住宅課 管理課 土木課 | 1 被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに關する こと。 2 被災宅地危険度判定実施のとりまとめに關すること。 3 応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに關する こと。 4 被災者への住宅供給のとりまとめに關すること。 5 被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまと めに關すること。 |
| 上下水道部 | 上下水道部長 | 水道対策班 | 水道課長 | 水道課 | 1 水道施設の被害調査、応急復旧のとりまとめに關する こと。 2 緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに關する こと。 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水のとりまと めに關すること。 4 他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡のとり まとめに關すること。 |
| | | 下水道班 | 下水道課長 | 下水道課 | 1 下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに 関すること。 2 下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに 関すること。 3 他下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡の とりまとめに關すること。 |
| 商工 | 商工 | 観光客安全対策班 | 観光振興課長 | 観光振興課 丹後の魅力総 合振興課 | 1 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに關するこ と。 2 観光施設における応急対策、災害復旧のとりまとめに 關すること。 |

| | | | | | |
|--------|------|---|-----------------|-------|---|
| 観光部 | 觀光部長 | 商工業対策班 | 商工振興課長 | 商工振興課 | <p>1 商工業、工業団地の被害調査及び応急対策のとりまとめに關すること。</p> <p>2 中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに關すること。</p> <p>3 商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに關すること。</p> |
| 弥栄病院部 | 病院長 | 診療部 看護部 薬剤部 技術部 栄養部 地域医療連絡室 訪問看護ステーション 管理課 ※班の編成は、病院の規定による。 | | | <p>1 入院者、来院者の安全確保に關すること。</p> <p>2 地域中核病院としての市民病院の運営に關すること。</p> <p>3 基幹災害医療センター（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域医療センター（府立与謝の海病院）との連絡に關すること。</p> <p>4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に關すること。</p> <p>5 救護班の編成、派遣に關すること。</p> <p>6 遺体の検案に關すること。</p> |
| 久美浜病院部 | 病院長 | 診療部 看護部 薬剤部 技術部 栄養部 地域医療連絡室 訪問看護ステーション 管理課 ※班の編成は、病院の規定による。 | | | <p>1 入院者、来院者の安全確保に關すること。</p> <p>2 地域中核病院としての市民病院の運営に關すること。</p> <p>3 基幹災害医療センター（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域医療センター（府立与謝の海病院）との連絡に關すること。</p> <p>4 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保に關すること。</p> <p>5 救護班の編成、派遣に關すること。</p> <p>6 遺体の検案に關すること。</p> |
| 消防署部 | 消防長 | 消防署・各分署所長 | 消防署・各分署所員 | | <p>1 消火及び救出、救助、救急活動全般に關すること。</p> <p>2 市本部との連絡調整に關すること。</p> <p>3 消防活動状況の把握及び記録に關すること。</p> <p>4 災害情報の収集連絡に關すること。</p> <p>5 被害状況の把握及び記録集計に關すること。</p> <p>6 広域消防応援の受入れ及び調整に關すること。</p> <p>7 危険物等の被害調査及び応急対策に關すること。</p> <p>8 避難の安全確保に關すること。</p> |
| 消防団部 | 消防団長 | 各消防分団長 | 各消防分団員 | | <p>1 初期消火及び出火防止活動に關すること。</p> <p>2 倒壊建物等生埋め被災者の救出に關すること。</p> <p>3 市民向け避難命令の伝達、広報の協力に關すること。</p> <p>4 緊急避難時の誘導、安全確保に關すること。</p> <p>5 負傷者の救護に關すること。</p> <p>6 行方不明者の救助・捜索活動に關すること。</p> <p>7 火災、水災等の被災状況調査の協力に關すること。</p> <p>8 被災地における防犯対策への協力に關すること。</p> |
| | | 支部総 市民福 | 市民福祉課 総務部派遣職 | | <p>1 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告に關すること。</p> |

| | | | | |
|-----|------|---------------------|--|--|
| | | 務班 社課長 | 員 | 2 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務に関すること。 |
| 各支部 | 各支局長 | 避難・救援対策班 市民福祉課課長 | 市民総務課 教育分室 幼稚園 小・中学校 図書館 給食センター 保育所 診療所 企画政策部、 精算環境部、 保健福祉部、 教育委員会事務局の各派遣職員 | 1 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取りに関すること。 2 災害時要援護者等の安全確保対策に関すること。 3 避難所の開設準備・初期開設、運営業務に関すること。 4 災害時における総合相談窓口の開設、運営に関すること。 5 その他救護厚生部、衛生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動に関すること。 |
| | | 土木対策班 地域事業課長 | 地域事業課 農林水産部、 建設部、上下水道部、商工観光部の各派遣職員 | 1 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集に関すること。 2 道路交通に関する応急対策活動に関すること。 3 農林業用施設等に関する応急対策活動に関すること。 4 上下水道施設に関する応急対策活動に関すること。 5 観光施設に関する応急対策活動に関すること。 6 その他農林水産部、建設部、上下水道部、商工観光部の所管する災害警戒、応急対策活動に関すること。 |

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の大震災本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員（陸上自衛隊第7普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方隊、航空自衛隊第35警戒隊）を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては舞鶴地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官を介し、防衛庁長官に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編・京都府広域消防相互応援協定書

- ・京都府広域消防相互応援協定実施細目
- ・消防相互応援協定締結先一覧
- ・他自治体等との相互応援協定締結先一覧

(2) 府への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

避難誘導を行う警察官等、市職員、消防職員及び消防団員は、法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。

(2) 避難住民等への救援

市は、救援を行うため必要があるときは、法第80条の規定により、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

消防職員、市職員、警察官等は、消火・救急・救助等の活動のため緊急の必要があると認めるとときは、法第115条の規定により住民に対し、必要な援助についての協力を要請することができる。

(4) 保健衛生の確保

市は、武力攻撃災害の発生により、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講じるため緊急の必要があるときは、法第123条の規定により、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

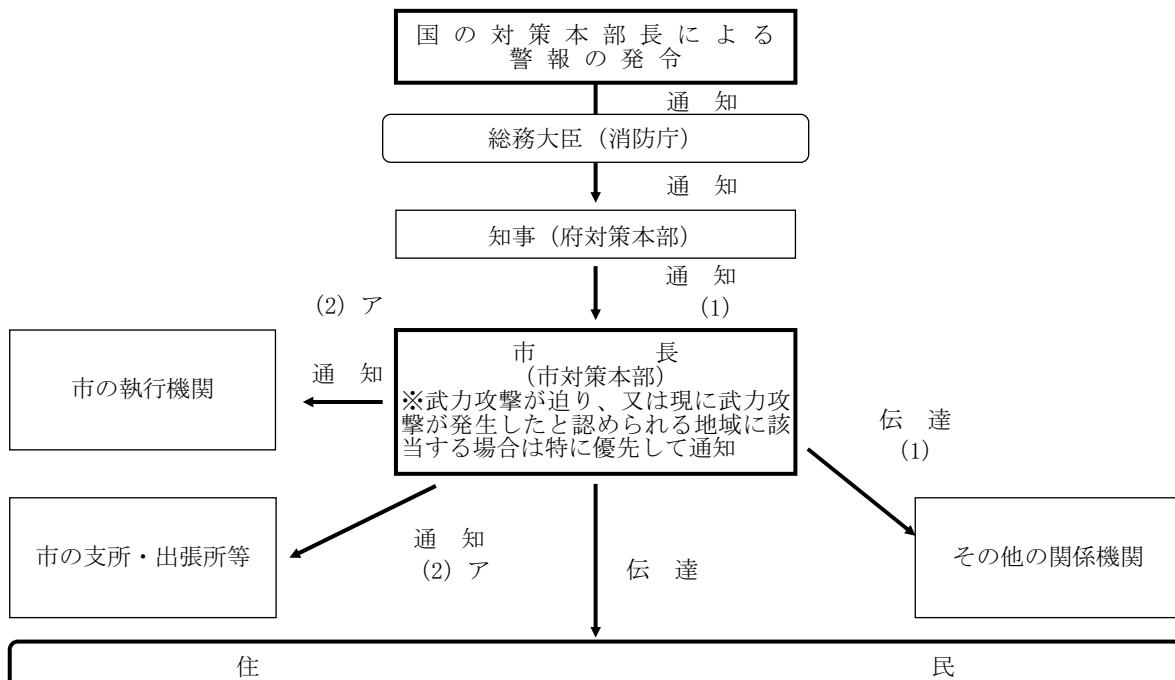
(2) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、久美浜病院、弥栄病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.kyotango.kyoto.jp/>) に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で

吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

—【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】—

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

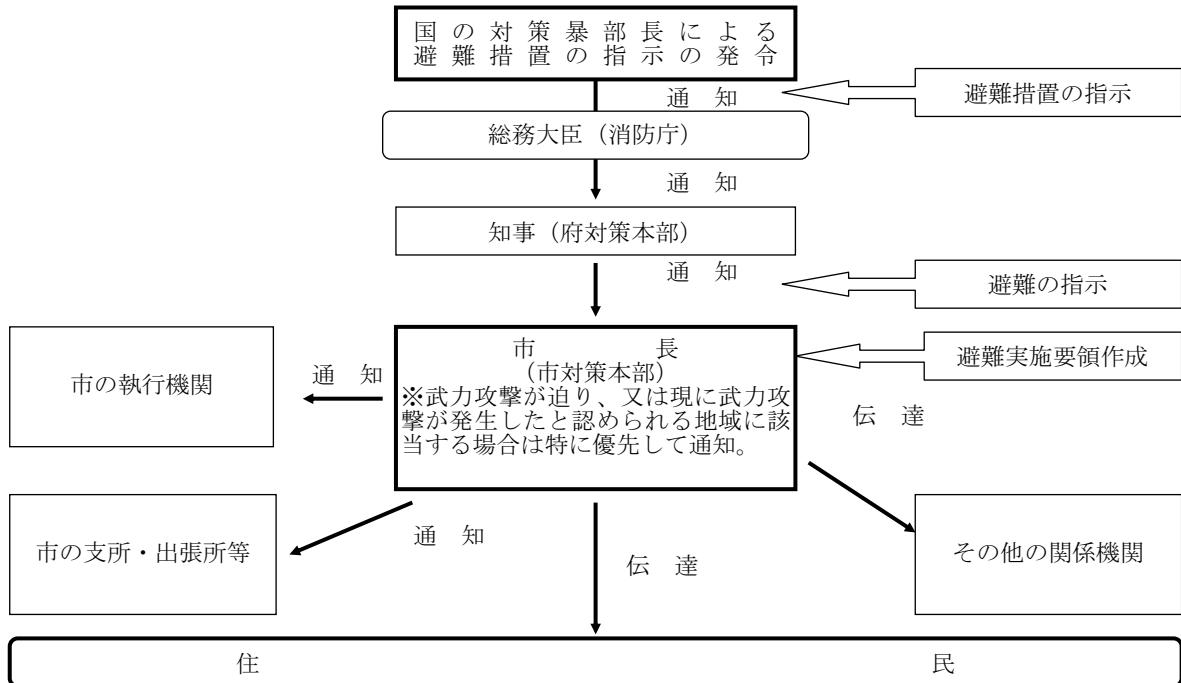
市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難の指示に際しての調整

市は、避難措置の指示を受けた場合、速やかに避難の指示に必要な以下の内容等について関係機関等から情報を収集するとともに、府と協議等を行う。

ア 要避難地域に指定された場合

- (ア) 避難住民の把握（住民以外の市滞在者等も含む。）
- (イ) 誘導能力の把握
- (ウ) 府への支援要望及び広域的な調整の実施

イ 避難先地域に指定された場合

- (ア) 避難施設の状況、受入体制の確認

3 要避難地域の拡大設定

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、地理的特性や交通事情等から要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、市長は知事に対し要避難地域の拡大を要請することができる。

4 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施

要領の内容を修正する。

—【避難実施要領に定める事項（法定事項）】—

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

—【避難実施要領の策定の留意点】—

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、府計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（自治会、事務所等）
- ② 避難先
 - ・避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・避難誘導の交通手段の明示
 - ・集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ・関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
- ⑧ 要配慮者への対応
 - ・高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
 - ・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・民生児童委員、自主防災組織及び自治会等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載

資料編・指定避難場所一覧

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

――【国の対策本部長による利用指針の調整】――

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、府を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることとする。

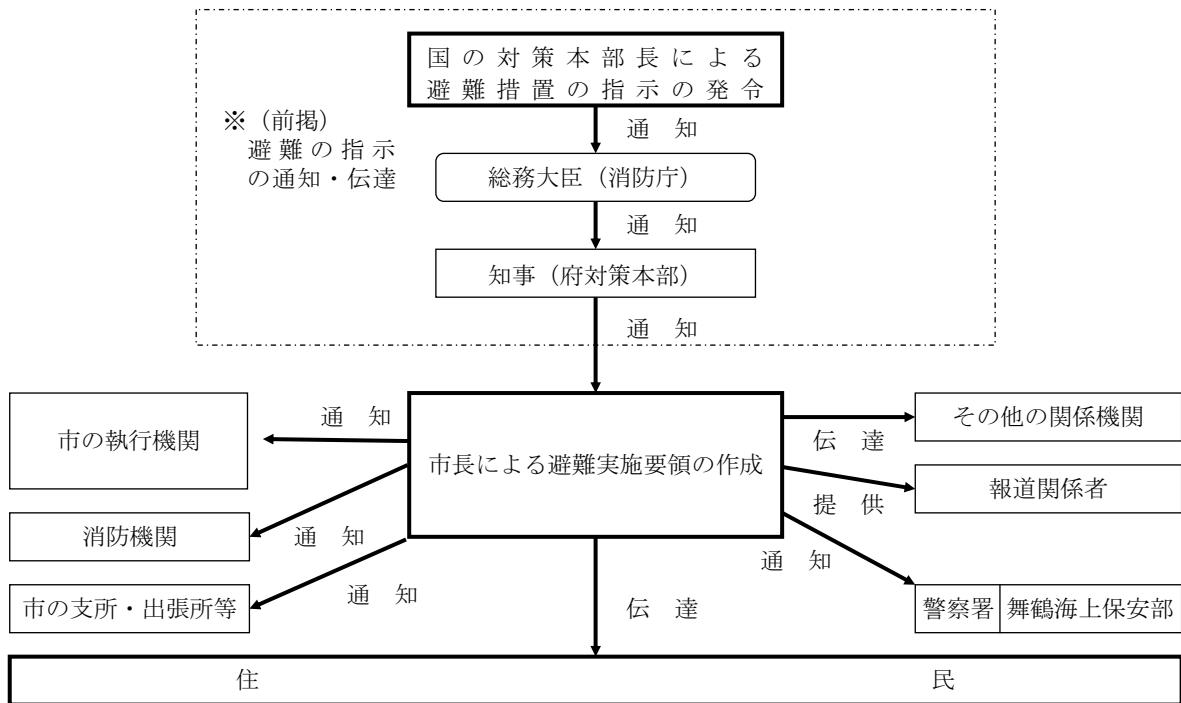
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部部長及び自衛隊京都地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉



5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより災害時要援護者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導するとき、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報

の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

消防本部等による避難住民の誘導における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について（平成18年1月31日消防消7、消防災43、消防運2）」の第4「警報の伝達、避難住民の誘導等」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、警察署長に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（グリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、府警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 積雪時における住民の避難

市は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、府と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

ア 避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

イ 警察官又は海上保安官は、アの場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(13) 病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者援護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡し、車椅子や担架による移動の補助などできる限りの措置を講じるよう要請する。なお、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、市長は、府、府警察、第八管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請するものとする。

(14) 府に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必

要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難住民の運送の求め等

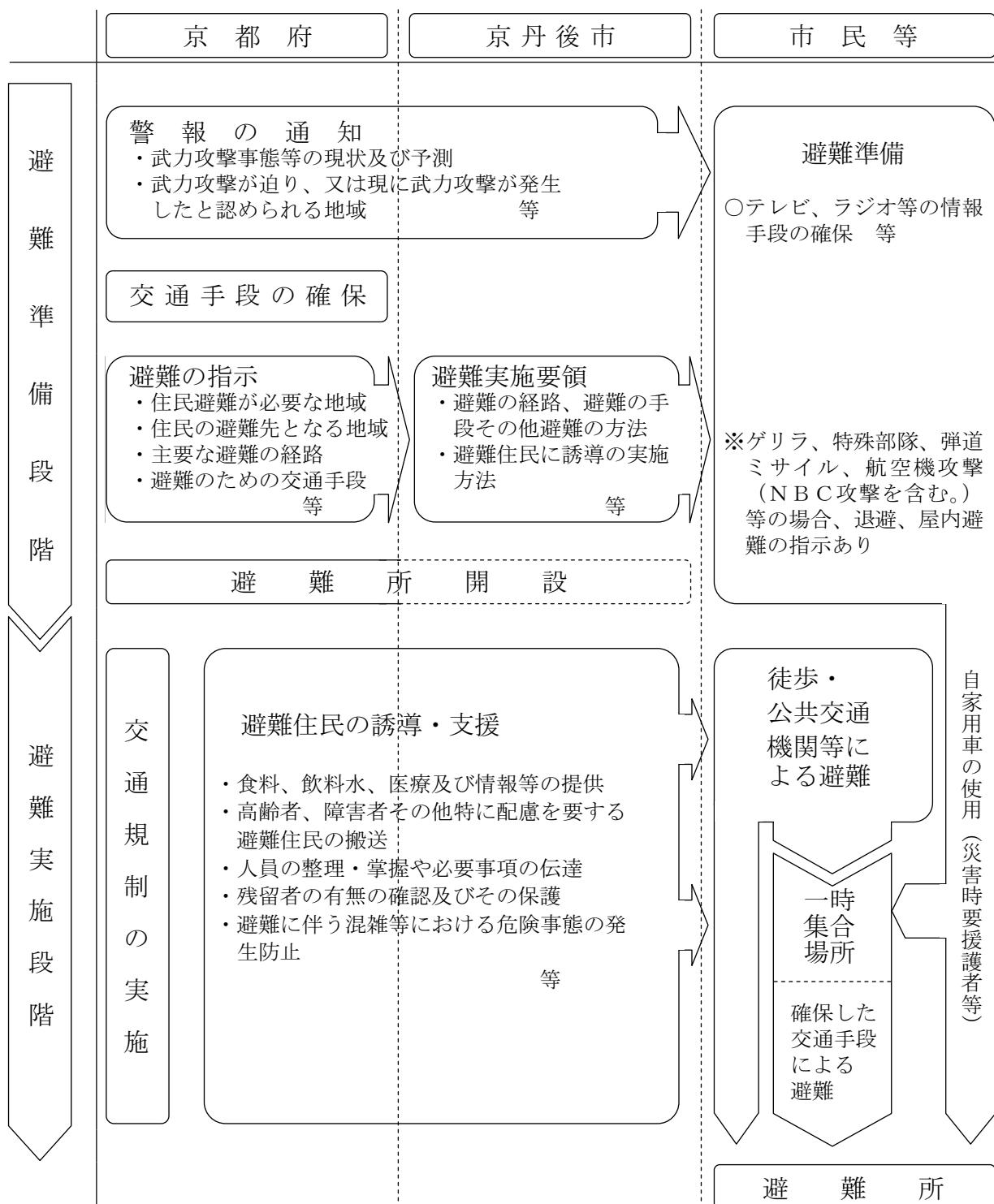
市長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。また、府に対して、運送手段を確保するよう要請する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。なお、避難の指示の解除についての関係機関への通知及び住民への伝達方法については、避難の指示と同様とする。

〈避難イメージ〉



6 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

| 攻撃の種別 | 避 難 対 策 | 備 考 |
|------------------|--|--|
| 弾道ミサイル攻撃の場合 | <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ</p> <p>ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>対策本部長 警報の発令、避難措置の指示 ↓ (その他、記者会見等による国民への情報提供)</p> <p>知事 避難の指示 ↓</p> <p>市長 避難実施要領の策定</p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> | <p>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> |
| ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 | <p>① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</p> <p>なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後に避難措置の指示が出されることが基本である。</p> <p>② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。</p> <p>③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、これらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</p> <p>○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送</p> | <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。</p> <p>特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| | <p>手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応 <p>当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。</p> <p>特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持つてもらうことが必要である。</p> | |
| 航空攻撃による場合 | <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p> | |
| 着上陸侵攻の場合 | <p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。</p> | <p>平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、検討を進めていく。</p> |

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

【救援に関する措置】

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

なお、「事務の委任を受けた場合」とは、法第76条に基づき、知事が救援の内容及び期間を通知した場合のことを指している。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又は

その応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(2) 救援の実施内容

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な運営管理を行う。また、収容期間が長期にわたる場合、長期避難住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

(イ) 応急仮設住宅

武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、応急仮設住宅の設置又は賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを行う。

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、炊き出しその他の方法により食品を給与する。また、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、備蓄物資の活用やあらかじめ締結した協定等により物資の調達を図り、その給与等を行う。

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 医療の提供

a 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対し、応急的な処置として行うもので、原則として、医師、看護師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所に

おいて行うことができる。

- b 医療の内容は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、看護等の応急的な医療とする。
- c 多数の負傷者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

(イ) 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産を受けることができない者に対し、必要な措置を行う。

エ 被災者の搜索及び救出

被災者の搜索及び救出に際し、被災情報や安否情報等の情報収集に努めるとともに、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安庁の関係機関が行う搜索救出活動に対して、必要な連携・協力をを行うものとする。

オ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送体制の確保を図る。また、府警察及び海上保安庁による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に対して、必要な連携・協力をを行うものとする。

なお、法第122条及び法施行令第34条の規定により墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応に留意する。

カ 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、避難所に設置し、提供する。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分について、応急修理を行う。

ク 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷したため、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部等生徒を含む。）に対し、教科書等の給与を行う。

ケ 死体の搜索及び処理

死体の搜索及び処理については、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、消防機関、自衛隊及び海上保安庁の関係機関に対して、必要な連携・協力をを行うものとする。

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、当該障害物の除去を行う。

(3) 救援における府との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、N B C攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 災害時要援護者に対する配慮

(1) 情報伝達への配慮

市は、府と協力し、避難住民中の災害時要援護者への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のこととに配慮する。

ア ラジオ、テレビの設置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

(2) 収容施設の運営等に対する配慮

ア 収容施設の設置

(ア) 災害時要援護者が利用しやすい構造及び設備を有した仕様（段差の解消、障害者用トイレの設置等）

(イ) 機器の整備（車椅子等の福祉機器）

(ウ) 視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器の確保等（ラジオ、ファクシミリ、テレビ等）

イ 避難所の運営

(ア) 災害時要援護者が抱える不安等を解消するための避難所の相談体制の整備

(イ) 介助員等の配置

(ウ) 災害情報及び生活関連情報の文字による提供及び手話通訳者等のボランティアとも連携した情報伝達体制の整備

(エ) 災害時要援護者のニーズに配慮した食品及び生活必需品の確保

(オ) 救護班等による巡回健康相談、栄養相談、診療等による健康状態の把握（避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊娠婦、障害者、難病患者、その他疾病を持った人の健康状態の悪化防止）

(カ) 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、必要な医療が得られる医療機関への移送

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等の建設については、災害時要援護者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、災害時要援護者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

(5) 外国人

ア 外国人が抱える不安等を解消するために、通訳・翻訳ボランティアとも連携した避難所の相

談体制の整備

イ 武力攻撃災害等及び生活関連の情報の多言語の推進

5 健康への配慮

(1) 健康相談の実施

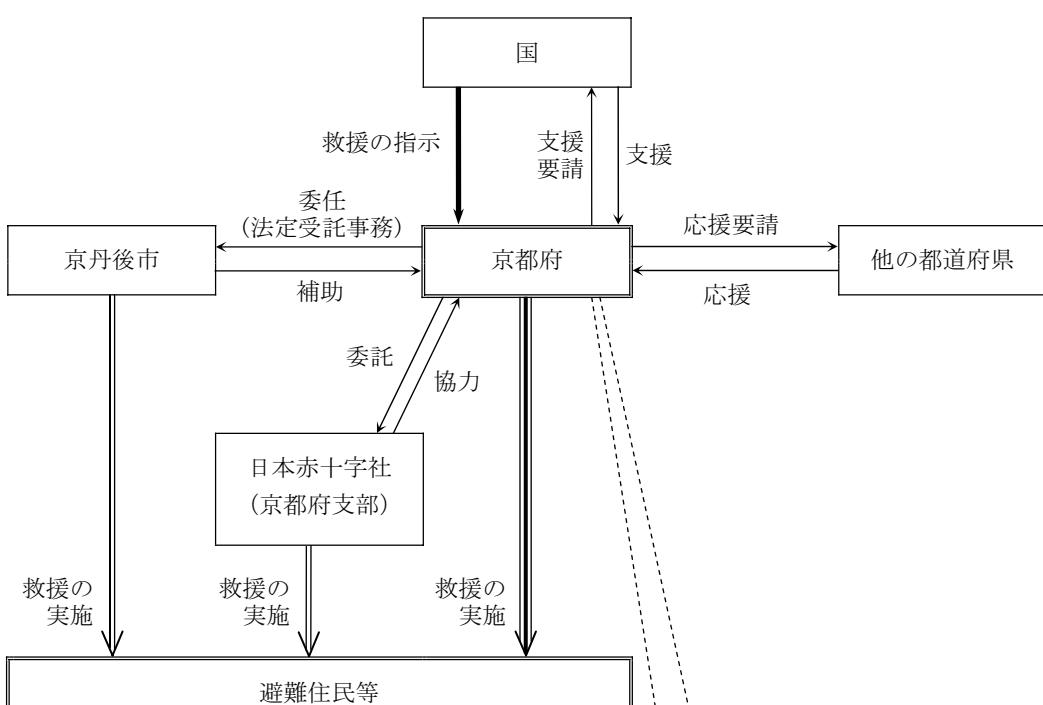
市は、府と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

(2) 心の健康相談の実施

市は、府と連携し、心的外傷後ストレス障害（P T S D）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

〈救援内容の概要〉



〈救援の内容〉

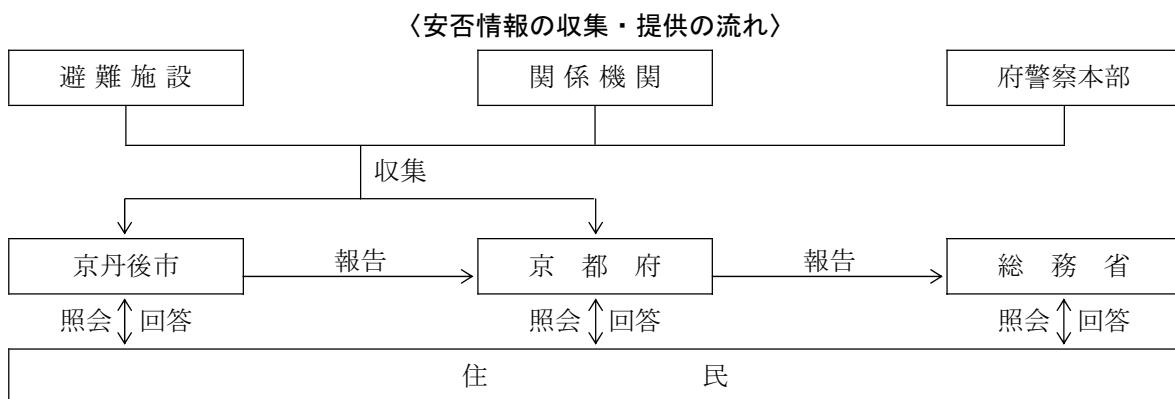
- ・収容施設の供与
- ・通信設備の提供
- ・食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等
- ・住宅の応急修理
- ・医療の提供及び助産
- ・学用品の給与
- ・被災者の搜索及び救出
- ・死体の搜索及び処理
- ・埋葬及び火葬
- ・土石、竹木等の除去

医療の実施の要請等

物資の売渡し要請等

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



| 安否情報の収集項目 | |
|---------------------------------------|--|
| 避難・負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村にある者を含む。） | |
| ①氏名 | |
| ②出生年月日 | |
| ③性別 | |
| ④住所 | |
| ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） | |
| ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） | |
| ⑦居所 | |
| ⑧負傷・疾病状況 | |
| ⑨連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 | |
| 死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村で死亡した者を含む。） | |
| 上記①から⑥の情報に加えて | |
| ⑩死亡日時・場所・状況 | |
| ⑪死体の所在 | |

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

| |
|--|
| 資料編・安否情報関係様式 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） |
| ・ 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民） |

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

| |
|----------------------------|
| 資料編・安否情報関係様式 様式第3号 安否情報報告書 |
|----------------------------|

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

| |
|----------------------------|
| 資料編・安否情報関係様式 様式第4号 安否情報照会書 |
|----------------------------|

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

| |
|----------------------------|
| 資料編・安否情報関係様式 様式第5号 安否情報回答書 |
|----------------------------|

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

市は、NTT西日本が設置する「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板(web 171)」やエヌ・ティ・ティ・ドコモ関西が設置する「iモード災害用伝言板サービス」、また、「被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等の利用を広く市民に呼びかける。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や府等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

消防本部等による武力攻撃災害の兆候の通報における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第3「武力攻撃災害への対処」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻

撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示するものとする。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、府、警察、海上保安庁、自衛隊等関係機関との情報の共有や警察による交通規制などの活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、府の対策本部長による避難の指示を待つことまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合

は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて府警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編・消防力の現況

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ

又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府の受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、府が消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の強化のため進めている京都府救急医療情報システムを活用し、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応する。

【京都府救急医療情報システム】

救急医療機関の情報端末から空きベッドや医療機関の稼働状況などの情報を的確に収集し、医療機関や消防本部等へ必要な情報を迅速に提供することにより、円滑な救急医療の連携体制を維持するシステム。府内全域を対象に、24時間体制で稼働。なお、府民からの問い合わせに対し、今現在、診療が受けられる初期救急医療機関の情報も提供する。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、國の方針に基づき必要な対処が行えるよう、國、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。また、府に対し、生活関連等施設の対応状況の情報提供を求める。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるとても、同様とする。

消防本部等による支援における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における國民保護措置上の留意事項等について」の第4「警報の伝達、避難住民の誘導等」の5「生活関連等施設の安全確保のための支援」を参考とする。

資料編・消防機関における國民保護措置上の留意事項等について

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

| | 項 目 | 根拠法 令 |
|---|--|-------------------|
| 対 | ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの | 國民保護法施行令第29条 |
| | ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の | 地域保健法第5条第1項の政令により |

| | | |
|----|---|--|
| 象 | 劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの | 市又は特別区が登録の権限を有する場合 |
| 措置 | ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 | 危険物については、消防法第12条の3 毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号 |
| | ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 | 国民保護法第103条第3項第2号 |
| | ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 | 国民保護法第103条第3項第3号 |

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、前表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害への対処等

市は、京都府に隣接して所在する原子力発電所である関西電力(株)高浜発電所（福井県高浜町）が武力攻撃災害を受けた場合における対処等について、原則として、市地域防災計画の定めに準じた措置を講じる。

また、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じる。

本市（峰山庁舎）と高浜原子力発電所では、直線距離で40キロメートル以上離れており、E P Zの範囲外であるが、市地域防災計画において、一般計画編の中で、放射性物質事故対策の一環として「府外原子力災害等事故の場合は、事故対策本部を設置し事態の推移に応じた体制をとる。」としているため、保護計画においても当該発電所が武力攻撃災害を受けた場合の対処について定める。

(1) 地域防災計画に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）及び知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講すべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」と必要な連携を図る。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講すべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、府やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第5 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合において

は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務部本部指令班においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、救護厚生部医療救護班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長又は消防長の権限

市長又は消防長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部、消防署の協力を得て、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

| 国民保護法第108条第1項 | 対象物件等 | 措置 |
|---------------|-----------------|--|
| 第1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 第2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 第3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 第4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 第5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 第6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

市長又は消防本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を揭示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

| | |
|---|---|
| 1 | 当該措置を講ずる旨 |
| 2 | 当該措置を講ずる理由 |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期 |
| 5 | 当該措置の内容 |

6 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、府警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。また、府に対し、ヘリ等からの伝送映像の情報提供を要請する。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領による報告（武力攻撃災害即報）】

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、資料編に掲げる様式を用いて報告する。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

資料編・火災・災害等即報要領による報告様式

消防本部等による被災情報の報告における留意事項については、資料編に掲げる「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について」の第4「警報の伝達、避難住民の誘導等」の4「被災情報の報告」を参考とする。

資料編・消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示

するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

| | |
|-----------|--|
| ①初期対応 | ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。 |
| ②処理活動 | ア し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確保する。 イ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。 ウ がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 エ 仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。 オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。 |
| ③府等への応援要請 | ア 収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町又は府に応援要請する。 |

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 文化財の保護

本市に所在する国指定重要文化財を始めとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、府、国等関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財、史跡名勝天然記念物等及び府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び京丹後市文化財保護条例（平成16年条例第121号）に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府及び他市町村と連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者等との連携

市教育委員会は、文化財の所有者等との連携の強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、地域防災計画文化財災害予防計画に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

- ① 市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。
- ② 市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し、連絡する。
- ③ 警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた市などの関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等は、連携して文化財の保全のため、必要な措置を講じるものとする。

資料編・指定文化財一覧

・文化財環境保全地区一覧

2 文化財保護の特例

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法に定める手続に従って、速やかに所有者又は管理団体等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を

文化庁長官に対し連絡する。

3 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに文化庁長官に報告する。

- ① 被害が小さいときは所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- ② 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- ④ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

4 文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り、また精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

(4) 風評被害の防止・軽減

市は、関係機関及び関係団体と連携して、観光を始め各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、広報活動等を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港及び臨時ヘリポート等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

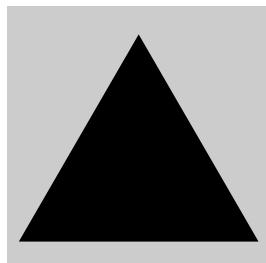
【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従つて保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

資料編・身分証明書のひな型

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

交付（使用）権者

特殊標章等を交付及び使用させる職員

| | |
|-------|---|
| 市 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 |
| 消 防 長 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 |
| 水防管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 |

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって府と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 受援等に関する費用の負担

(1) 費用負担者

国民保護法の規定に基づいて実施する措置については、その実施について責任を有するものが支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁させることができる。

(3) 知事が市長の措置を代行した場合の費用の支弁

法第14条第1項の規定による、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に市長が実施した国民の保護のための措置又は市に対して他の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市に支弁させることが困難であると認められるものにつ

いては、府が支弁する。

(4) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

府は、知事がその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととしたときは、市長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

知事は、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととしたとき、又は府が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。